

カレンダーをめくれば…

法律のラウンジ [82]

法制局第四部第二課

みつまた まちこ
三俣 真知子

春分、夏至、秋分、冬至など私たちは日々に様々な名称を付しています。法律で定められた日に関しては、法律のラウンジ 37 と 38 で「国民の祝日」や「祝日でない記念日」として御紹介していますが、今回は、その後の法改正情報などをお伝えします。法律のラウンジ 37、38 とともに楽しみください。

まず、「国民の祝日」は、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に全部で 15 日列挙されていますが、平成 13 年と 17 年の祝日法の改正で昭和の日が 4 月 29 日、みどりの日が 5 月 4 日、海の日が 7 月の第 3 月曜日、敬老の日が 9 月の第 3 月曜日とされました。また、かつては「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その翌日を振替休日としていましたが、現在ではその日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日としています。この改正のお陰で今年の憲法記念日の振替休日が 5 月 6 日とされます。なお、今年は 9 月下旬に休日が続きますが、9 月 22 日が休日とされるのは、その前後に敬老の日と秋分の日という「国民の祝日」があり、これらに挟まれているからです。

ちなみに、祝日法の休日は、土日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）とともに、国会に置かれる機関、国の行政機関などの休日とされていますが、地方自治法は、これらの日に加えて、地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものを地方公共団体の休日として条例で定めることができます。この例としては、沖縄県慰霊の日（6 月 23 日）があります。

次に、祝日でない記念日については、子どもの読書活動の推進に関する法律の子どもの読書の日（4 月 23 日）、老人福祉法の老人の日（9 月 15 日）、文字・活字文化振興法の文字・活字文化の日（10 月 27 日）が定められました。老人の日については、敬老の日を 9 月 15 日から第 3 月曜日とする祝日法の改正と同じ機会に改正されたものですが、その際に老人週間（9 月 15 日から 21 日まで）も規定されました。また、障害者基本法の障害者の日は、その後の改正で障害者週間（12 月 3 日から 9 日まで）に改められました。老人週間、障害者週間以外には、動物の愛護及び管理に関する法律の動物愛護週間（9 月 20 日から 26 日まで）や拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 16 日まで）があります。クールアース・デー（7 月 7 日）や救急の日（9 月 9 日）のように法律で定められていない記念日等もありますが、今後も記念日等を定める法律を御紹介する機会があるかもしれません。

平成 20 年度も残りわずかとなり、ますます忙しくなる時期ですが、時には法律の変遷に目をとめたり、その将来に思いをはせたりしてはいかがでしょうか。